

**「行財政運営方針」**  
**後半期（H30～32）の取組（案）**

平成30年2月

北海道

## はじめに

### 1 これまでの取組

道では、平成28年3月に「行財政運営方針」（推進期間：5年間）を策定し、これまでの行財政改革の成果を持続させつつ、行政サービスの質の維持向上に取り組むとともに、道政上の課題への対応と規律ある財政運営との両立を図ることとしています。

これまでの2年間において、「行政改革の取組」として、「政策推進」と「社会の変化への対応」という2つの視点のもと業務改革（質の行政改革）に取り組んできたところであり、具体的な取組である27の推進事項について3つに区分した上で、それぞれ一体的に推進してきたほか、「財政健全化に向けた取組」として、歳入・歳出全般にわたる徹底した行財政改革に取り組んできた結果、収支不足は着実に改善してきたところです。

### 2 後半期（H30～32）の取組

平成30年度以降は、国の制度改正などの状況を踏まえ、必要な対策の検討を行うこととしていたところであり、今回、改めて収支見通しの精査を行った結果、平成30年度以降は縮小していく傾向にはあるものの、依然として収支不足が生じる見通しにあります。

また、業務改革の取組についても、方針策定時とは異なる、新たな国の地方行革関連の動きが生じています。

こうした状況を踏まえ、引き続き、行財政改革の取組を着実に進めるため、平成32年度までの後半期3年間における収支対策と業務改革の具体的な取組内容を、『「行財政運営方針」後半期（H30～32）の取組』としてお示しするものです。

第1 財政健全化に向けた取組

1 「後半期（H30～32）」における収支対策の内容

区 分		内 容			
財 政 的 調 整		○ 行政改革推進債の発行（行革効果の範囲内で発行）			
		○ 退職手当債の発行（発行可能額の範囲内で発行）			
歳 出 削 減 等	人 件 費	○ 給与の縮減（㊸）			
		・一般職（管理職員）		・特別職	
	区 分	給 料	管理職手当	区 分	給 料
	課長相当職以上	▲ 4%	▲ 8%	知 事	▲ 25%
	主 幹 相 当 職	▲ 1.5%		副知事	▲ 20%
			教育長	▲ 15%	
			その他	▲ 10%	
		○ 退職手当の支給水準の引き下げ（㊸～）			
		・一般職及び特別職 ▲ 3.37%			
	投資的経費	○ 内 訳			
		区 分		内 容（一般財源ベース）	
		公共事業費	補助事業費	前年度対比 ㊸▲ 3%、㊹▲ 2%、㊺▲ 1%	
			国直轄事業負担金	㊻規模継続	
		投資的事業費	特別対策事業費	㊼規模継続	
			公共関連単独事業費		
			施設等建設工事費		
		※ 投資的事業費：老朽化した施設・設備の適切な維持管理や計画的な更新・長寿命化のほか、耐震改修など緊急性の高いものや建設資材・労務単価の動向にも配慮			
	その他歳出	○ これまでの取組実績を踏まえた事業の厳しい取捨選択や施策間連携・横断的事業の推進などによる歳出の削減・効率化			
	歳入確保	○ 道税・交付税等の確保努力、使用料・手数料の見直し、遊休資産等の活用（売却や貸付など）			

2 収支対策を踏まえた今後の収支見通し

〔一般財源ベース〕

（単位 億円）

区 分	H30 見込 (H29.11時点)a	H30 当初 b	増減 b-a	主 内 容	H31	H32	摘 要	
歳 出	人 件 費	4,850	4,850	0		4,850	4,770	採用・退職者等の見込を反映
	投資的経費	550	550	0		540	530	
	道債償還費	3,900	3,820	▲ 80	繰上償還に伴う減等	3,800	3,720	繰上償還に伴う減等
	義務的経費	6,190	6,220	30		6,270	6,670	
	保健福祉関係	3,290	3,260	▲ 30	診療報酬改定減等	3,330	3,400	医療費増等(年70億円)
	その他	2,900	2,960	60	地方消費税清算金増等	2,940	3,270	地方消費税清算金増等
その他歳出	1,500	1,500	0		1,500	1,500		
計 A	16,990	16,940	▲ 50		16,960	17,190		
歳 入	道税・交付税等	14,130	14,000	▲ 130	道税・交付税減等	14,030	14,180	国の名目経済成長率を参考
	その他歳入	2,460	2,530	70	地方消費税清算金増等	2,530	2,800	地方消費税清算金増等
計 B	16,590	16,530	▲ 60		16,560	16,980		
収 支 不 足 額 (B-A) C	▲ 400	▲ 410	▲ 10		▲ 400	▲ 210		
収 支 対 策 D 等	財政的	行政改革推進債	230	230	0		220	150
	調整	退職手当債	40	30	▲ 10	退職手当引き下げに伴う減	40	0
	歳出	人 件 費	10	20	10	退職手当引き下げ	10	10
	削減	投資的経費	10	10	0		10	10
	等	その他歳出	20	20	0		30	30
		歳入確保等	20	20	0		20	10
要 調 整 額 C+D	▲ 70	▲ 80	▲ 10		▲ 70	0		

追加対策 前年度財源の活用 80 財政調整基金取崩

※ 財務体質の改善に向けた取組として、減債基金を活用した繰上償還を行うことによる効果を反映(H30～32：各80億円程度)

【参考1】 道財政の中期展望（一般財源ベース）

		計画期間→									
区 分		H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37	H38	H39
歳 出	人 件 費	4,850	4,850	4,770	4,670	4,590	4,590	4,550	4,460	4,400	4,410
	投資的経費	550	540	530	520	520	520	520	520	520	520
	道債償還費	3,820	3,800	3,720	3,740	3,780	3,780	3,830	3,870	3,870	3,820
	臨時財政対策債	960	1,020	980	950	940	990	1,000	1,030	1,090	1,200
	その他	2,860	2,780	2,740	2,790	2,840	2,790	2,830	2,840	2,780	2,620
	義務的経費	6,220	6,270	6,670	7,000	7,070	7,160	7,220	7,310	7,410	7,490
	保健福祉関係	3,260	3,330	3,400	3,470	3,540	3,620	3,700	3,780	3,860	3,940
	その他	2,960	2,940	3,270	3,530	3,530	3,540	3,520	3,530	3,550	3,550
	その他歳出	1,500	1,500	1,500	1,470	1,470	1,470	1,470	1,470	1,470	1,470
	計 A	16,940	16,960	17,190	17,400	17,430	17,520	17,590	17,630	17,670	17,710
歳 入	道税・交付税等	14,000	14,030	14,180	14,270	14,340	14,410	14,470	14,530	14,590	14,650
	その他歳入	2,530	2,530	2,800	3,060	3,050	3,050	3,050	3,040	3,040	3,040
	計 B	16,530	16,560	16,980	17,330	17,390	17,460	17,520	17,570	17,630	17,690
収支不足額 (B-A)C		▲ 410	▲ 400	▲ 210	▲ 70	▲ 40	▲ 60	▲ 70	▲ 60	▲ 40	▲ 20

収支 対策D	財政的調整	260	260	150
	歳出削減等	150	70	60

要調整額 C + D	0	▲ 70	0
------------	---	------	---

- ※ H30～32の歳出削減の効果は、計画期間は収支対策に反映し、H33以降は歳出に反映。  
 ※ 財政健全化目標（収支均衡の財政運営）：歳出削減や歳入確保に取り組み、H33において収支均衡の財政運営を目指す。

(H31以降の試算の前提条件)

区 分	内 容	
歳 出	人 件 費	○ 職員数変動、定期昇給、退職手当等を反映し推計
	投資的経費	○ 国直轄負担金(新幹線分、国営土地改良事業等過年度償還分)は増減見込を反映 (新幹線分には、一定条件設定のもと新函館北斗ー札幌間の負担額を推計) ○ 他の要素は前年度と同額程度として推計
	道債償還費	○ 利率は1.1% (10年債) で推計 ○ 臨時財政対策債は、H31以降も、H30と同規模(1,120億円)の発行が続くものとして推計 ○ 財務体質の改善に向けた取組として、減債基金を活用した繰上償還を行うことによる効果を反映 (H30～32：各80億円程度)
	義務的経費	○ 保健福祉関係は、高齢化の進展による医療費等の増により、年70億円程度の増と推計 ○ 消費税増税に伴う地方消費税清算金支出等の増を反映し推計 ○ その他は、共済住宅資金年賦金の減、知事・道議会議員選挙費(4年毎)を反映し推計
	その他歳出	○ 前年度と同額程度として推計
歳 入	道税・交付税等	○ 国の名目経済成長率を参考に道税収入を推計
	その他歳入	○ 消費税増税に伴う地方消費税清算金収入の増を反映し推計

※ H31以降は、社会保障の充実に係る経費をH30と同額と見込み、消費税率10%引上げ (H31.10月) に伴う影響を8%影響額から機械的に算出した道税・交付税等の額を反映し、収支不足額には影響がないものとして推計。

※ 国の名目経済成長率については、「平成30年度予算の後年度歳出・歳入への影響試算 (H30.1月財務省)」における名目経済成長率などを参考。

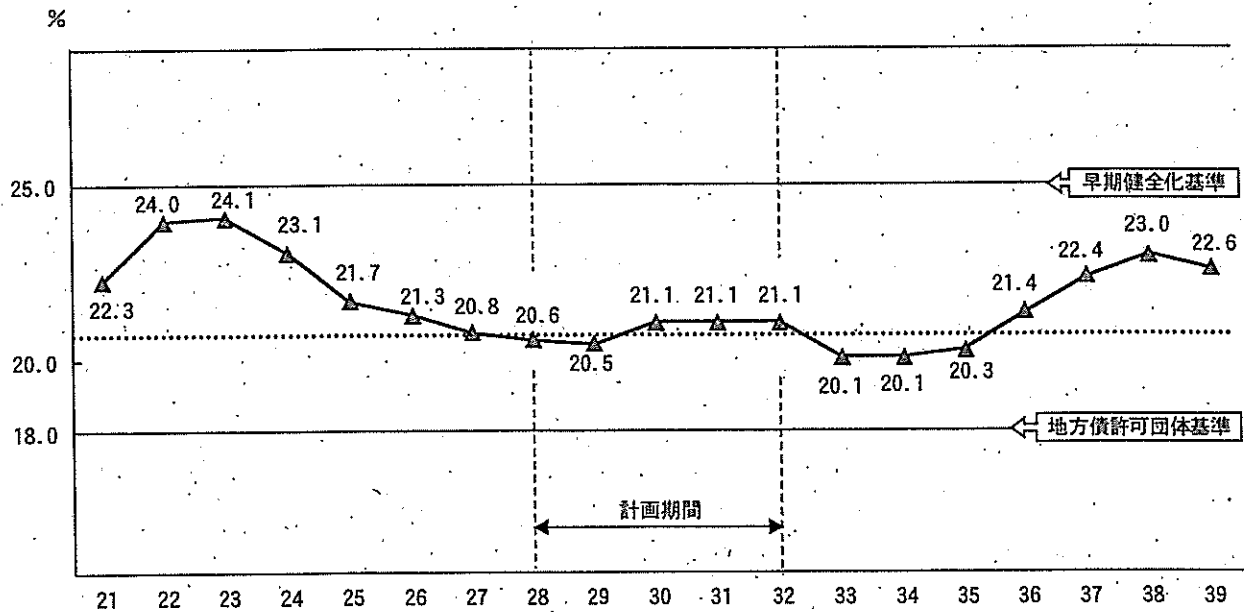
### 3 財政健全化に向けた目標

- 道財政の着実な健全化を進め、財務体質の改善を図るため、目標である「収支均衡の財政運営」と「実質公債費比率の改善」の達成に向け、最大限の取組を継続する。

### 4 財政課題の改善に向けた中長期的な取組

- 中長期的な財政課題である「財政調整基金の確保」や「特定目的基金の運用等の見直し」についても、その解決に向け、取組を継続する。
- 「特定目的基金の運用等の見直し」については、特定目的基金の繰替運用の解消を図りつつ、基金を活用した事業について金利情勢に左右されない長期・安定的な実施を図るため、基金方式によらず、毎年度の予算措置により必要な事業費を確保する方向で検討する。

#### 【参考2】実質公債費比率の推移



※年 度：算定年度（前3ヵ年の決算を基に算定）。

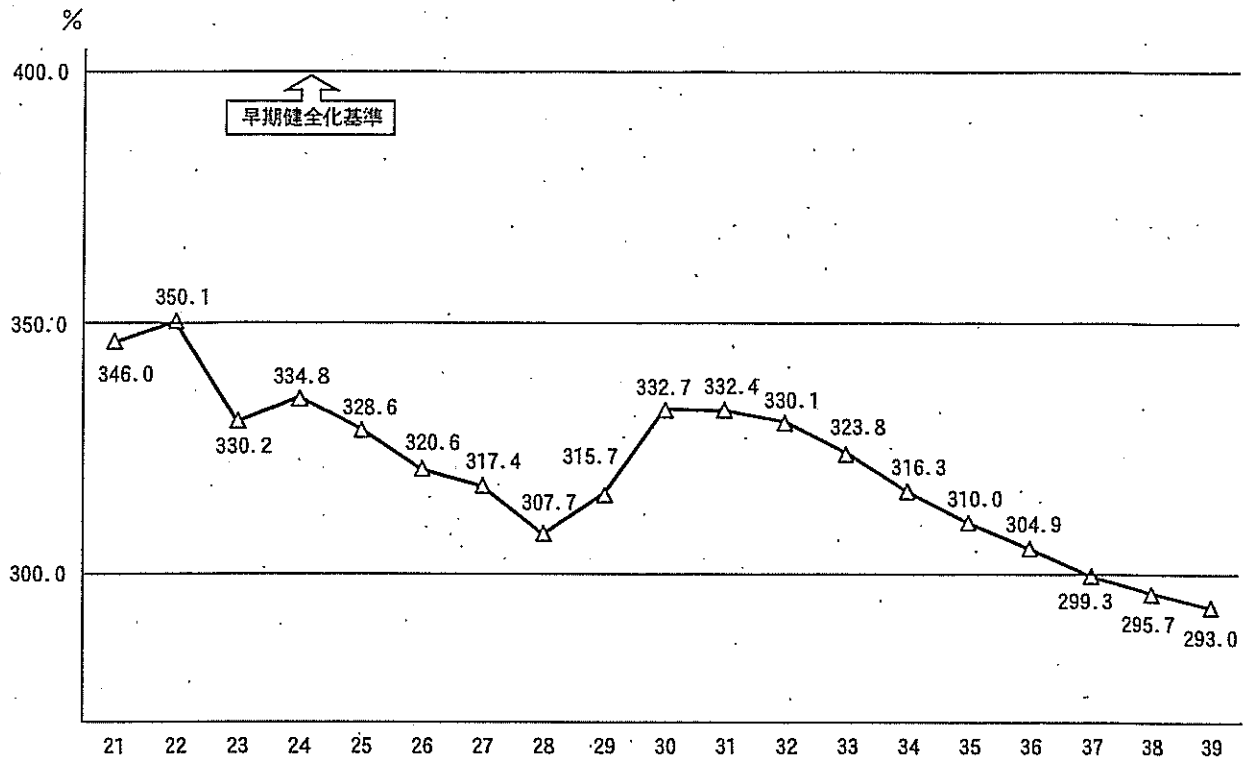
※発行額：H29は年間見込額、H30以降は「道財政の中期展望」等に基づく。

※発行金利：1.1%（10年債）。

※財務体質の改善に向けた取組として、減債基金を活用した繰上償還を行うことによる効果を反映（H30～32：各80億円程度）

※財政健全化目標（実質公債費比率の改善）：計画期間中、H27水準を上回らないよう実質公債費比率の改善に取り組み、中長期的には地方債の許可団体基準の「18%」未滿を目指す。

【参考3】将来負担比率の推移

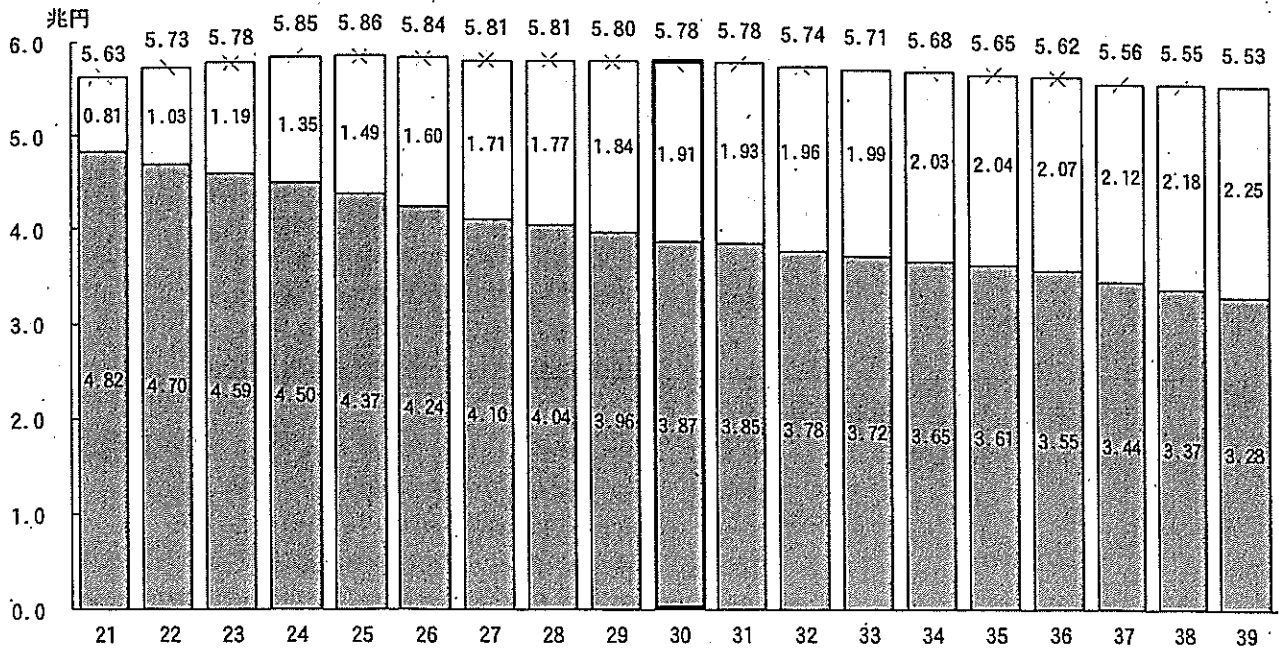


※年 度：算定年度

※道債発行額等：H29は年間見込額、H30以降は「道財政の中期展望」等に基づく。

【参考4】道債残高の推移

□ 臨時財政対策債残高  
 ■ その他の道債残高



※道債残高は、H21～H28は決算の数値、H29以降はH30当初予算時点での年度末見込みの数値（百億円未満切捨て）。

※臨時財政対策債の残高には借換債分を含む。

【参考5】道財政の健全化に向けたこれまでの取組

平成 9年9月	「財政健全化推進方策」策定
平成 11年4月	「財政非常事態宣言」
「 11月	「財政の中期試算と今後の対処方針」策定
平成 13年9月	「道財政の展望」策定
平成 16年8月	「道財政立て直しプラン」策定
平成 18年2月	「新たな行財政改革の取組み」策定
平成 20年2月	「新たな行財政改革の取組み」(改訂版)策定
平成 24年3月	「『新たな行財政改革の取組み』(改訂版)後半期(H24~26)の取組み」策定
平成 26年3月	「当面(H26~27)の行財政改革の取組み」策定
平成 28年3月	「行財政運営方針」策定

区 分		取 組 の 概 要	
歳 出 削 減	人件費の抑制	職員数適正化計画による職員数削減	<ul style="list-style-type: none"> <li>⑩~⑭ ・知事部局職員の職員数▲5%</li> <li>⑮~⑳ ・知事部局職員の職員数▲15%</li> <li>㉑~㉒ ・知事部局職員の職員数▲35%</li> <li>㉓~㉔ ・教育庁事務局の職員数▲15%</li> </ul>
		給料の縮減	<ul style="list-style-type: none"> <li>⑮~⑰ ・▲1.7%</li> <li>⑱~⑲ ・▲10%</li> <li>㉑~㉒ ・管理職員▲9%、その他の職員▲7.5%</li> <li>㉓~㉔ ・課長相当職以上の管理職員▲9%</li> <li>・主幹相当職の管理職員 ㉑▲9%、 ㉒▲8.7%</li> <li>・下記以外の一般職員 ㉑▲4.8%、 ㉒▲4.5%</li> <li>・30歳以下の一般職員▲4%</li> <li>㉕~㉖ ・課長相当職以上の管理職員▲8%</li> <li>・主幹相当職の管理職員▲7.4%</li> <li>・下記以外の一般職員▲2.9%</li> <li>・30歳以下の一般職員▲2%</li> <li>㉗~㉘ ・課長相当職以上の管理職員▲7%</li> <li>・主幹相当職の管理職員▲3%</li> <li>㉙ ・課長相当職以上の管理職員▲4%</li> <li>・主幹相当職の管理職員▲1.5%</li> </ul>
	一般職	管理職手当の縮減	<ul style="list-style-type: none"> <li>⑩~⑰ ・▲5%</li> <li>⑱~⑲ ・▲20%</li> <li>㉑~㉒ ・▲20%</li> <li>㉓~㉔ ・▲20%</li> <li>㉕~㉖ ・課長相当職以上の管理職員▲10%</li> <li>・主幹相当職の管理職員▲8%</li> <li>㉗~㉘ ・課長相当職以上の管理職員▲10%</li> <li>・主幹相当職の管理職員▲8%</li> <li>㉙ ・課長相当職以上の管理職員▲8%</li> </ul>
		期末・勤勉手当の縮減	<ul style="list-style-type: none"> <li>⑩ ・▲5%</li> <li>⑫~⑭ ・管理職手当16%以上の職員▲10%、その他の職員▲7.5%</li> <li>⑱~⑲ ・算出基礎額から役職段階別加算額を除外、特定の管理職員は更に支給額を▲5%</li> <li>㉑~㉒ ・算出基礎額から役職段階別加算額の1/3相当額を減額</li> <li>㉓~㉔ ・管理職員は算出基礎額から役職段階別加算額の1/3相当額を減額、一般職員は1/4相当額を減額</li> </ul>
			退職手当の支給水準の引き下げ

区 分		取 組 の 概 要		
歳 出 削	人件費の抑制	特 別 職	給料の縮減	<ul style="list-style-type: none"> <li>⑪ ・知事・副知事・出納長▲5%、その他の常勤の特別職▲3%</li> <li>⑫～⑰ ・知事・副知事・出納長▲10%、その他の常勤の特別職▲5%</li> <li>⑱～⑲ ・知事▲25%、副知事▲20%、その他の常勤の特別職▲15%</li> <li>⑳～㉓ ・知事▲25%、副知事▲20%、教育長▲15%、 その他の常勤の特別職▲10%</li> <li>㉔～㉕ ・知事▲25%、副知事▲20%、教育長▲15%、 その他の常勤の特別職▲10%</li> <li>㉖～㉗ ・知事▲25%、副知事▲20%、教育長▲15%、 その他の常勤の特別職▲10%</li> <li>㉘～㉙ ・知事▲25%、副知事▲20%、教育長▲15%、 その他の常勤の特別職▲10%</li> <li>㉚ ・知事▲25%、副知事▲20%、教育長▲15%、 その他の常勤の特別職▲10%</li> </ul>
			期末手当の縮減	<ul style="list-style-type: none"> <li>⑪ ・知事・副知事・出納長▲10%、その他の常勤の特別職▲8%</li> <li>⑫～⑭ ・知事・副知事・出納長▲20%、その他の常勤の特別職▲15%</li> <li>⑮～⑰ ・知事・副知事・出納長▲15%、その他の常勤の特別職▲10%</li> <li>⑱～⑲ ・知事▲25%、副知事▲20%、その他の常勤の特別職▲18%</li> <li>⑳～㉓ ・知事▲25%、副知事▲20%、教育長▲18%、 その他の常勤の特別職▲15%</li> <li>㉔～㉕ ・知事▲25%、副知事▲20%、教育長▲18%、 その他の常勤の特別職▲15%</li> </ul>
			退職手当の縮減	<ul style="list-style-type: none"> <li>⑱～⑲ ・▲10%</li> <li>⑳～㉓ ・▲10%</li> <li>㉔ ・▲10%</li> </ul>
			退職手当の支給 水準の引き下げ	<ul style="list-style-type: none"> <li>㉕～ ・▲15%</li> <li>㉚～ ・▲3.37%</li> </ul>
減	投資的事業費 の抑制	特別対策事業費 公共関連単独事業費	<ul style="list-style-type: none"> <li>⑱～⑲ 特別対策事業費、公共関連単独事業費の大幅な削減</li> <li>⑳は▲9%程度、㉑～㉒は▲7%程度、</li> <li>㉓規模（一般財源ベース）を継続</li> <li>㉔規模（一般財源ベース）を継続</li> <li>㉕～㉖ ⑲規模（一般財源ベース）を継続</li> <li>㉗～㉘ ㉑規模（一般財源ベース）を継続</li> <li>㉙～㉚ ㉒規模（一般財源ベース）を継続</li> </ul>	
		施設等建設工事費	<ul style="list-style-type: none"> <li>⑱～ 施設整備方針に基づき、施設の改築を耐用年数満了まで延期</li> <li>⑲～⑲ 工事着工、設計着手は原則繰り延べ</li> <li>⑳～㉑ 原則、⑲規模（一般財源ベース）を継続</li> <li>㉒～㉓ 原則、⑲規模（一般財源ベース）を継続</li> <li>㉔～㉕ 原則、㉑規模（一般財源ベース）を継続</li> <li>㉖～㉗ 原則、㉒規模（一般財源ベース）を継続</li> </ul>	
歳 入 確 保	一般施策事業の見直し等		<ul style="list-style-type: none"> <li>・政策評価による事業の見直し</li> <li>・関与団体の見直し（団体数 ピーク時⑪201→㉚89）</li> <li>・奨励的補助金、団体補助金、上置補助金等の縮減</li> <li>・指定管理者制度の導入</li> <li>・特別会計繰出金の縮減 など</li> </ul>	
	道 税 収 入 の 確 保		<ul style="list-style-type: none"> <li>・自動車税に係る積雪軽減措置の廃止及びキャンピングカーの税率区分の創設</li> <li>・自動車税（バス・トラック）の減免措置の廃止（⑰～⑱増収額9億円程度）</li> <li>・「道税確保対策本部」の設置による個人道民税、自動車税の徴収強化</li> </ul>	
	財 産 収 入 の 確 保		<ul style="list-style-type: none"> <li>・住民間の公平・均衡を図る観点から、フルコスト計算に基づく原価を踏まえた料金改定を実施</li> <li>・土地や建物などの遊休資産や株式の売却処分による収入の確保</li> <li>・道有資産の有効活用（自動販売機の設置場所の貸付、定期借地権の設定、庁舎等への広告掲載、ネーミングライツなど）</li> </ul>	



## 第2 行政改革の取組

### 1 基本的な考え方

- 質の高い行政サービスを提供していくため、引き続き「政策推進のための業務改革」と「社会の変化に対応した業務改革」という2つの視点のもと業務改革（＝質の行政改革）を推進。
- この2年間の進捗状況や、国の地方行革関連の直近の動きを踏まえ、現行の組織人員体制を基本とする限られた行財政資源を最大限に活用し、より多くの資源を道民サービスの向上に振り向けていくための取組を拡充・強化。

### 2 後半期における推進事項

現行の27の推進事項に、4つの取組を新たに追加し、業務改革の一層の推進を図ります。

#### 〈来年度以降の新たな推進事項〉

- エビデンスに基づく政策展開の推進
- 内部統制に関する仕組みの再構築の推進
- 各種申請手続きの簡素化に向けた取組
- 庁内手続きや管理職マネジメントの見直しによる内部業務の減量化の推進

#### 〈新たな体系～4つの区分～〉

現行の行財政資源を有効活用し、より多くの資源を道民サービスの向上に振り向けていくため関連する推進事項を「道庁の生産性向上に向けた業務改革」として新たな一つの区分とし、一体的な推進を図るほか、他の3つに区分した取組とともに、総合的に推進していきます。

#### ◇PDCAサイクルの抜本的強化に向けた業務改革

社会情勢の変化に対応し、道の施策や事務事業が常に効果的、効率的に執行されるよう、エビデンスに基づく政策展開、スクラップ・アンド・ビルドの徹底、行財政資源配分の最適化、関連施策の相互連携に繋がるPDCAサイクルの強化に向けた業務改革。

#### ◇民間ノウハウやICTの利活用等による業務改革

ICTや民間事業者によるサービスが日々進化する中、情報システムの質の向上を進めるほか引き続き質の高い道民サービスを提供するため、道の業務に対し民間ノウハウ等の活用を図ることによる業務改革。

#### ◇道庁の生産性向上に向けた業務改革

職員一人ひとりの改革、改善意識の醸成を促すとともに、庁内手続きの簡素化や管理職マネジメントの見直しを通じた内部業務の減量化、事業者の各種申請に要する作業時間等の削減に向けた取組など、より多くの資源を新たな道政課題への対応に振り向け、道民サービスの一層の向上に繋げるための業務改革。

#### ◇行政コスト・ストックの情報公開と最適化に向けた業務改革

統一的な基準による地方公会計制度の導入に基づく財務書類の公開に取り組むとともに、こうしたコストとストック両面からの情報をもとに、公共施設等の集約や適切な管理、事務事業の取捨選択、公営企業等の経営健全化、債権管理の適正化に繋げる業務改革。

項目	推進事項	具体的な取組方策
<b>PDCAサイクルの抜本的強化に向けた業務改革</b>		
1. 計画の策定と着実な推進 (Plan-Do)	①新しい総合計画における適切な目標指標と新たな政策体系の構築 ②重点戦略計画などと総合計画との一体的な推進 ③エビデンスに基づく政策展開の推進	◎総合計画(H28～H37)  ◎職員研修計画 ◎オープンデータの促進に向けた庁内ワーキンググループ(5③の再掲)
2. 計画や業務の推進状況の評価と反映 (Check-Action)	①総合計画における政策体系や推進手法に即した評価の実施 ②目標指標や統一的な基準による地方公会計によるコスト情報を活用した具体的な根拠に基づく評価の実施についての検討 ③政策の実現に向け、施策や事務事業における不断の見直しの徹底と関連施策の相互連携の推進 ④スクラップ・アンド・ビルドの徹底による現行の組織規模をベースとした組織機構の見直し ⑤評価事務の改善に向けた重点化、効率化の推進	◎目標管理型行政運営システム実施要綱 ◎政策評価基本・実施方針 ◎政策評価制度の見直しの方向性
3. リスクマネジメントの充実	①内部統制に関する仕組みの再構築の推進	◎庁内連絡会議【新規】

<b>民間ノウハウやICTの利活用等による業務改革</b>		
4. 民間ノウハウの活用の推進	①民間から事業企画や協力・支援に関する提案の募集や民間との協働による政策企画・事業化の推進 ②道業務への民間ノウハウの活用の推進 ③既民間開放業務について、政策評価を通じた点検の実施	◎北海道と民間企業等との協働に関する提案募集事業実施要領 ◎道業務への民間ノウハウ活用指針
5. ICTの利活用の推進	①情報セキュリティの確保に向けた取組の推進 ②情報システムの最適化に向けた取組の推進 ③行政情報のオープンデータ化と民間等による利活用の促進 ④道内自治体クラウドの拡大に向けた取組の推進 ⑤ICTを活用した業務の効率化と情報共有の推進	◎情報セキュリティ基本方針 ◎情報システム最適化の取組方針【新規】 ◎オープンデータ推進に関するガイドライン ◎オープンデータの促進に向けた庁内ワーキンググループ【新規】 ◎北海道電子自治体プラットフォーム構想(HARP 構想) ◎ICTの利活用による業務の効率化等に関する基本的な方向 ◎道庁ICT利活用実施計画【新規】

項目	推進事項	具体的な取組方策
<b>道庁の生産性向上に向けた業務改革</b>		
6. 業務の不断の改善・見直しの推進	①業務改善運動の推進による改革意識の醸成 ②職員からの業務改善提案制度の構築 ③ICTを活用した業務の効率化と情報共有の推進（再掲） ④各種申請手続きの簡素化に向けた取組 ⑤庁内手続きや管理職マネジメントの見直しによる内部業務の減量化の推進 ⑥常設の必要がない委員会等の廃止や非常設化の徹底 ⑦本部員会議等の廃止・統合の徹底	◎事例に学ぶ！カイゼン★ナビ ◎業務改善に関する提案等募集制度実施要領 ◎ICTの利活用による業務の効率化等に関する基本的な方向(5⑤)の再掲 ◎道庁ICT利活用実施計画(5⑤)の再掲 ◎各種申請手続きの簡素化に関する庁内会議【新規】 ◎内部業務の減量化に向けた庁内会議【新規】 ◎附属機関等の設置及び運営に関する基準 ◎政策検討会議開催要綱 ◎庁議開催要綱

<b>行政コスト・ストックの情報公開と最適化に向けた業務改革</b>		
7. 新たな地方公会計の整備促進	①固定資産台帳を含む財務書類の公開と予算編成等への活用の検討	◎統一的な基準による地方公会計の活用等に関するプロジェクトチーム ◎固定資産台帳整備ワーキンググループ
8. 公共・公用施設の適切な管理	①ストックマネジメント（長寿命化、既存施設の活用など）やコスト縮減、未利用・低利用資産の有効活用に向けた取組の徹底	◎北海道インフラ長寿命化計画 ◎北海道ファシリティマネジメント推進方針
9. 公営企業等の経営基盤の強化	①下水道事業について、平成32年度から公営企業会計へ移行 ②病院事業について、安定的で自律可能な経営体制の確立に向けた経営全般の見直しの実施 ③土地開発公社について、経営健全化を推進 ④住宅供給公社について、経営健全化を推進 ⑤工業用水道事業について、未処理欠損金の低減に向けた取組を推進	◎公共下水道条例 ◎流域下水道条例 ◎北海道病院事業改革推進プラン ◎北海道土地開発公社の事業運営及び長期保有地処分の方策 ◎北海道住宅供給公社事業計画 ◎工業用水道事業経営健全化計画
10. 債権管理の適正化	①収入未済金に係る債権の管理事務の点検結果及び北海道監査委員による行政監査報告を踏まえて、債権管理の適正化を徹底	◎関連する債権管理マニュアル ◎収入確保の取組に関する検討チーム

※「具体的な取組方策」欄で、【新規】とした計画・会議等の名称は仮称。